平成２１年（フ）第４２４号
神戸市西区南別府３丁目15―12
債務者　水本　明美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
神戸市西区南別府４丁目390―５―301
債務者　田中佐和子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
兵庫県たつの市神岡町沢田1149番地２
債務者　竹本　美鈴
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第４７３号
奈良市鳥見町３丁目３番地の３
債務者　新居　和幸
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６８０号
奈良県生駒市あすか野北２丁目12番８号
債務者　所　美知夫
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６８２号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地22―101
債務者　二宮　善行
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６８５号
奈良市西千代ヶ丘３丁目27番10号
債務者　長尾　博視
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６８６号
奈良市西千代ヶ丘３丁目27番10号
債務者　長尾美津子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７２３号
奈良市三碓５丁目８番16号
債務者　渡邊　　敬
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７２６号
奈良県天理市二階堂北菅田町73番地10
債務者　森西美奈子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７３２号
奈良県生駒市真弓１丁目３番７―105号
債務者　菅沼　達也
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７６６号
奈良県大和郡山市額田部北町424番地　パティオＢ205
債務者　岩下　一夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１４９号
山口県玖珂郡和木町和木４丁目７番38号
債務者　橋本　光男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１５０号
山口県柳井市伊陸4652番地
債務者　岡　　明
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１５１号
山口県柳井市伊陸4652番地
債務者　岡　　優子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１５２号
山口県岩国市多田２丁目112番地１
債務者　藤浪　里美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３５２号
山口県下関市武久町２丁目19番11号　ホワイトハイムＴ３　205号
債務者　江島　勝美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
山口県下関市彦島杉田町１丁目11番18号
債務者　肥喜里雅彦
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係